

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第108号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表美術館長の項第7号中「第2条」を「第2条第1項」に、「及び」を「の交付及び同条第2項の規定による」に改める。

別表元離宮二条城事務所長の項第2号中「第4条」を「第4条第1項」に、「及び」を「の交付及び同条第2項の規定による」に改める。

別表産業技術研究所長の項第5号中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

別表身体障害者リハビリテーションセンター所長の項第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

別表こころの健康増進センター所長の項第1号及び児童福祉センター院長の項第1号中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

別表京都市立病院長の項第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

別表衛生公害研究所長の項中「衛生公害研究所長」を「衛生環境研究所長」に改め、同項第1号中「京都市衛生公害研究所条例別表第2」を「京都市衛生環境研究所条例別表第2 7の項」に改める。

別表京都市立京北病院長の項第1号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)